

令和2年2月10日
健康福祉部保健予防課
新型インフルエンザ対策係
内線：2618

新型コロナウイルス感染症に係る「帰国者・接触者相談センター（コールセンター）」の設置について

新型コロナウイルスへの感染を心配する県民からの相談に対応するため、「帰国者・接触者相談センター（コールセンター）」を設置します。

また、相談の結果、必要な方には「帰国者・接触者外来」の受診をおすすめします。

1 設置日時

令和2年2月10日（月）15時から

2 帰国者・接触者相談センター（コールセンター）一覧

連絡先	電話番号	受付時間
保健予防課	027-224-8200	平日 8:30~17:15 土日祝日 10:00~16:00
渋川保健福祉事務所	0279-22-4166	平日 8:30~17:15
伊勢崎保健福祉事務所	0270-25-5066	
安中保健福祉事務所	027-381-0345	
藤岡保健福祉事務所	0274-22-1420	
富岡保健福祉事務所	0274-62-1541	
吾妻保健福祉事務所	0279-75-3303	
利根沼田保健福祉事務所	0278-23-2185	
太田保健福祉事務所	0276-31-8243	
桐生保健福祉事務所	0277-53-4131	
館林保健福祉事務所	0276-72-3230	

※平日及び土日祝日の夜間は、県庁守衛室（電話 027-223-1111）経由で保健予防課の担当職員が対応します。

※前橋市保健所及び高崎市保健所でも同様の相談センターを開設しています。

3 帰国者・接触者外来の受診をお勧めする方

以下のいずれかを満たす方には専門医療機関の受診をご案内します。

- 発熱又は呼吸器症状があり、新型コロナウイルス感染者と濃厚接触者した方
- 発熱（37.5℃以上）かつ呼吸器症状があり、発症前14日以内に中国湖北省に渡航歴がある又は居住していた方
- 発熱（37.5℃以上）かつ呼吸器症状があり、発症前14日以内に「中国湖北省に渡航歴がある又は居住していた方」と濃厚接触歴がある方

※上記以外の方には、一般医療機関の受診をおすすめします。

※上記の条件は変更になることがありますので、その後の発表にも十分ご注意ください。